

カタクチイワシ太平洋系群の 資源管理について① 【概要】

令和7年10月24日(金)
令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

目 次

1. これまでの経緯
2. 資源管理の目標
3. 漁獲シナリオ
4. ステップアップ管理
5. ステップ2への移行について

1. これまでの経緯

令和3年11月29日 資源管理手法検討部会

令和4年 3月28日 第1回SH(ステークホルダー)会合

令和5年 3月 7日 第2回SH会合

9月22日 第3回SH会合

令和6年 4月24日 第4回SH会合

10月15日 令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会

令和7年 1月 1日 TAC管理(ステップ1)開始

10月24日 令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会(本日)

2. 資源管理の目標

項 目	数 値
MSY	8. 1万トン
目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	11. 2万トン
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%の漁獲量が 得られる親魚量	2. 8万トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	0. 3万トン

3. 漁獲シナリオ

- 親魚量が令和17年(2035年)に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta = 0.9$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を0とする。
- ABCは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出し、TACはABCを越えない値とする。

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)												2035年に親魚量が目標管理基準値 (11.2万トン) を上回る確率
β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0			13.7	12.2	11.7	11.5	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	45%
0.9			14.5	13.2	12.7	12.5	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	59%
0.8	14.0	18.6	15.4	14.2	13.9	13.7	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	73%
0.7			16.3	15.4	15.2	15.1	15.0	15.0	14.9	15.0	15.0	85%
現状の漁獲圧			13.1	11.5	10.9	10.7	10.6	10.5	10.5	10.5	10.5	35%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)											
β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		11.4	9.2	8.5	8.3	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
0.9		10.7	8.9	8.4	8.2	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
0.8	4.6	9.9	8.6	8.2	8.0	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
0.7		9.0	8.2	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
現状の漁獲圧		11.9	9.4	8.6	8.3	8.1	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0

4. ステップアップ管理

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入している。
- 具体的な考え方（資源管理基本方針・本則に規定）は、次のとおり。

【ステップ1】

- ① TAC報告の体制（漁業者・行政）を確立する。
- ② 管理における課題を整理し、解決を図るための取組を行う。
- ③ 配分は「TACの内数」として行うとともに、「管理を行う際の参考となる数量」を提示する。
- ④ 採捕停止命令等を行わない。（必要な助言・指導等を行う。）

【ステップ2】

- ・ 配分は「試行水準」として行うとともに、「管理の目安数量」を提示する。
- ・ 管理における課題解決の取組について十分な進展を目指す。

※【ステップ1】①②④の取組を継続する。

※これらの取組に十分な進展があった場合にステップ3へ移行する（ステップ1，2で3年間を想定）。

【ステップ3】

- ・ 「3年以内に資源管理方針を見直す」以外は通常のTAC管理と同様の管理を行う。

5. ステップ2への移行について

- ステップアップ管理期間中の取組として、カタクチイワシ太平洋系群については、資源管理方針に以下の記載がある。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。
- 3 海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。